

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竜王町長

市町村名 (市町村コード)	竜王町 (253847)
地域名 (地域内農業集落名)	山中 (山中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月30日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・山中地域は竜王町の中でも南端に位置して平地化率20%の中山間地域並みの耕地環境で作業負荷が高い。
又、従来から町外の湖南市の耕作地、所有地を含めて農業経営が行われてきた。
・約20年前から町内の近江牛牧場等との耕畜連携で、現在では両者がコントラクターを組織し、農事組合法人が中心となって、畜産飼料、堆肥の相互供給で当地区の水稲の生産調整を行っている。
・一方担い手としての位置づけは個人農家2、農事組合法人1、他集落個人農家1の構成で現在の集約はこれらで半分以上を占める。
・高齢化に伴う後継者不足でその後の受け皿は農事組合法人のみとなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲、飼料作物(WCS稲、飼料用米)を主に作付けし、畜産農家と連携した循環型農業に取り組む。
・現在の受け皿となる農事組合法人は昨年から経営基盤強化のための水稲施設を強化しているが、事前に相当規模の水稲用機械、施設に拡大すると共に、現在進めている若手や女性の参画を中心に地域一体となった労働力の確保を図っていく。
・地域計画の意義を再認識して毎年の検討会で集積を行い効率的な農業生産を実現する。
・省力化を目指した中山間地特性に合わせたエネルギー作物や、環境維持機械、施設の拡充を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48.23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
隣接する他市を含めて、地域計画責任者と農地利用推進委員が団地化を計画し、担い手、関係農業者、所有者間で集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸付希望者の圃場は全て農地中間管理機構に貸し付け、担い手、一般農業者の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際地域計画責任者と農地利用推進委員と調整し、所有者の貸付意向にも配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の汎用化等の基盤整備を推進していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の専業農家の認定農家復活、育成を図ると共に、外部からも多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当面は基盤強化、地域内非農家を含めた労働力の確保で”豊かなむらづくりの”実現を図る。問題が予測できた時点でJA、行政各機関に具体的に相談する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害柵の年次点検～保全の実施と被害発生時に備えた改良組合長の実績記帳(日時、目撃・被害発生場所等)づくり
- ③省力化を目指したスマート農業基盤確保
- ⑤農事組合法人の営農部、女性部を中心にした、地域の特産物(露地野菜他)の育成
- ⑧農事組合法人、認定農家を中心とする共用の農業基盤整備
- ⑨基盤強化としての水稻耕作機械(コンバイン、トラクター等)の集約化、大型化更新計画の随時見直し